

公衆浴場法施行細則の一部改正（案）の概要について

1 目的

金沢市公衆浴場法施行条例（以下「本市条例」という。）の制定（平成 24 年 12 月 17 日公布、平成 25 年 4 月 1 日施行）に伴い、条例の施行に関し必要な事項を本市の規則で定める必要があるため、公衆浴場法施行細則（以下「本市規則」といいます。）の一部改正を行うものです。

2 本市の考え方

近年、衛生管理が不十分な浴槽水が原因でレジオネラ症が発生しており、その発生件数は毎年増加の傾向にあります。そのため、レジオネラ症防止対策として、本市規則に浴槽水の消毒の基準、浴槽水の水質基準等を規定します。

3 内容

本市条例の規定に基づき、次の表に記載した考え方により本市規則に規定します。

本市規則に規定すべき基準等	市の考え方と本市規則に規定する主な内容												
浴槽水の消毒 (本市条例第 4 条第 2 号エ関係)	浴槽水の消毒の基準を規定 <ul style="list-style-type: none">・浴槽水の消毒は、塩素系薬剤を使用して行うこと。・遊離残留塩素濃度を 0.2mg/L から 0.4mg/L (諸条件により塩素濃度を上げる場合でも遊離残留塩素濃度が 1.0mg/L を超えないように努める。) に保つように努めること。・遊離残留塩素濃度を測定し、その測定結果を 3 年間保管すること。												
浴槽水の水質基準 (本市条例第 4 条第 2 号オ関係)	石川県公衆浴場基準条例施行規則に規定する水質基準にレジオネラ属菌に関する基準を追加して規定 <table border="1"><tbody><tr><td>1</td><td>濁度</td><td>5 度以下</td></tr><tr><td>2</td><td>過マンガン酸カリウム消費量</td><td>25mg/L 以下</td></tr><tr><td>3</td><td>大腸菌群数</td><td>1 個/m1 以下</td></tr><tr><td>4</td><td>レジオネラ属菌</td><td>10cfu/100m1 未満</td></tr></tbody></table>	1	濁度	5 度以下	2	過マンガン酸カリウム消費量	25mg/L 以下	3	大腸菌群数	1 個/m1 以下	4	レジオネラ属菌	10cfu/100m1 未満
1	濁度	5 度以下											
2	過マンガン酸カリウム消費量	25mg/L 以下											
3	大腸菌群数	1 個/m1 以下											
4	レジオネラ属菌	10cfu/100m1 未満											
掲示事項 (本市条例第 4 条第 2 号シ関係)	石川県公衆浴場法施行細則と同様に規定 <ul style="list-style-type: none">・施設内の見やすい場所に、公衆浴場法第 4 条の規定に基づき伝染性の疾患にかかっている者と認められる者の入浴を禁止する旨を掲示をすること。												

4 施行期日

平成 25 年 4 月 1 日